

2017年度 NANSL 活動計画

I 特定秘密保護法をめぐる現状と今後の課題

1. 特定秘密の指定と管理の問題はこれからでてくる

2013年12月に法制定、2014年12月に施行開始、2015年12月に独立公文書管理監による初の報告書の提出と政府による特定秘密管理の体制が整備されてきた。独立公文書管理監による報告では特定秘密の全指定を適当と判断した。16年3月29日の衆議院情報監視審査会による報告では特定秘密指定された情報のうちの4割弱で文書がないことが明らかになり、「あらかじめ指定」や政府職員の知識を秘密指定することの問題が指摘されている。16年8月には独立公文書管理監が、防衛省の秘密指定した箱に文書がなかったと指摘し、各機関が恣意（しい）的に幅広く指定することへの警鐘を鳴らしたている。

今後秘密指定のあり方に対するさらなる問題指摘や漏洩・アクセスに対する違法立件の問題が出てくるであろう。NANSLの監視活動、情報共有、問題提起の活動も今後でてくるであろう問題に対応していく必要がある。

2. 安全保障関連諸法の成立に連動した秘密指定の問題

安保諸法によって日本が自衛隊を海外派遣するに当たっては、国防と国際安全保障に関わる事態を安保諸法適応の事態（存立危機事態、重要影響事態、国際共同対処事態など）として認定する。しかし事態認定する脅威の情報は国家安全保障会議が一元管理し、情報内容も事態認定の審議内容も特定秘密指定され国民には知らされない可能性が高い。

イラク戦争のように、NGOを含む多くの市民社会組織が反対した戦争に日本が参加する場合もNGOは戦争参加の根拠となる情報にアクセスすることはできず、アクセスしようとするれば未遂であっても処罰の対象となる可能性がある。

2016年12月南スーダンのPKOに派遣される自衛隊に安保法制の初の運用として駆け付け警護と宿営地の共同防衛の新任務が付与された。これに先立つ国会審議では7月の戦闘で悪化した南スーダンの治安状況に関連して、自衛隊の駐留や新任務付与がPKO5原則を満たすか否かが大きな問題となったが、PKO5原則に抵触する「戦闘」状態を報告する自衛隊の日報が存在しているにもかかわらず破棄されたとされていた。後に存在が明らかになった日報は特定秘密ではないが、治安や安全保障に関わる情報が紛争地で活動するNGOの安全や、安保法制の運用に関わる監視活動に重大な影響を与える一方、情報の存在すら秘匿される事例として大きな問題を投げかけた。

安保諸法の運用を監視し、戦争に参加しようとする動きを未然に防ぐためにNGOとNANSLの役割が今後問われることになる。

3. 海外の安全に関する情報を NGO が得にくくなる

中東やアフリカを初め世界中で紛争や「テロ」が活発化する中、日本政府・外務省は NGO の危険地への渡航・駐在を制限するようになってきている。安保法制の成立によって「対テロ」名目の自衛隊派遣も今後現実の問題となってくる。日本が対テロ名目で紛争・戦争に参加するようになれば日本の NGO のリスクは格段に高まる。それにも関わらず、安全保障に関する情報は、それが特定秘密指定をされていない場合でも当該部局の職員は開示しなくなる恐れがある。具体的な情報の裏付けを提示せずに「危険だから行くな」と NGO の行動を制限するケースが今後増えると考えられる。

一方、現場在住の NGO スタッフが具体的な情報根拠のない「危険」情報で退避を求められた場合、根拠が明らかにされなければ、NGO は事態を正確に把握することができず、退避を思いとどまることもあり得る。特定秘密指定情報であれ、そうでない情報であれ、現場での安全に関わる情報については、著しく危険にさらされる可能性の高い NGO 関係者には情報を一定の守秘義務を課したうえで開示することが必要である。

2,016 年度は人道支援を必要とする 4 カ国、南スーダン、アフガニスタン、イラク、イエメンで政府安全情報において「退避勧告」がでており、NGO は政府から渡航を厳しく制限された。また多数の日本人が死亡する襲撃事件したバングラディッシュにおいても NGO に対する政府の安全管理が強化された。いずれの場合も政府からの個別具体的な情報は限られており NGO の独自かつ自主的な判断に支障をきたしている。こうした情報が特定秘密であるかどうか不明である。

安全に関わる情報の扱いに関する規則や運用方法については、今後 NGO 側からも政府に働きかけていく必要がある。

4. ODA に関する情報の秘密指定からの除外が必要

2014 年度第 3 回 ODA 政策協議会及び 2016 年度第 1 回 ODA 政策協議会において、ODA に関わる情報が秘密指定されていないかどうかを問う質問を行い、併せて、ODA に関する情報を特定秘密の対象から除外することを明文化した文書を作成するよう求めた。これに対して担当者からは、国際協力局が主管として扱う ODA に関する情報は、秘密指定の要件に照らして、特定秘密に該当することはない旨の回答があった。

文書化については、2016 年度の協議会において、現に ODA に関する情報は秘密指定されていないこと、海外安全情報の形でこれまで提供して来た情報を新たに秘密指定したり秘匿する考えはないとの理由から、文書化の意図はない旨の回答があった。

ただし、援助関係者の安全に関わる現地の治安情勢に関する情報の中に、特定秘密の要件に該当するものが含まれる理論的可能性は排除できないとの発言もあり、不安要因は残っている。

こうしたことから、NANSL は ODA 政策協議会等開かれた場において、ODA に関する情報が秘密指定されていないかどうかの確認を行うと同時に、ODA に関する情報を特定秘

密の対象から除外する旨の文書化を求める取り組みを継続する。これにより、NGO 関係者が活動を通じて得る情報が特定秘密に該当するのではないかとの懸念から委縮することがないように、政策環境の確保を図る。

5. 共謀罪法案の動きを注視する

組織的犯罪処罰法改正案（以降、共謀罪法案と記載）の国会審議が始まり、政府は会期中の成立を目指している。同法案は実行行為に至らなくとも「話し合い」「計画」だけで犯罪が成立すること、特定の団体を狙い撃ちして犯罪をでっち上げることも可能であることに特徴がある。こうしたことから、市民活動一般が監視・捜査の対象となることが懸念され、市民社会の活動スペースが狭められことにつながり、結果として NGO 活動が制限を受ける恐れがある。

市民社会の活動スペースに重大な影響を及ぼす問題として、NANSL として同法案の動きを注視し、必要があれば NGO への注意喚起、政府への政策提言、抗議声明の発出等を行う。

6. NANSL の活動の新たな段階への進化の展望を議論する

NANSL は特定秘密保護法が NGO に及ぼす脅威に対応することを目的として組織された。しかし、安全保障関連諸法の成立、共謀罪法制定の動き、テロを口実とする海外渡航の制限など、秘密保護法に限らず広く政策動向をモニタリングすべき状況が現れてきている。たとえば、公共施設で政府の政策に反対する内容を含んだ企画が排除される、ヘイトスピーチや差別的な企画が公共施設で開催されるなどの事例はその一端が現れたものである。市民活動の自由や市民社会の活動スペースが狭まるという脅威はすでに広く地域の草の根レベルで広がっていると言わざるを得ない。

こうした市民活動の自由や市民社会の活動スペースの問題について広く議論する場は現在のところ、ネットワーク NGO の全国的なネットワークである NANSL 以外にはない。こうしたことから、今後、NGO の政策環境の問題に関して、広く浅く政策動向のモニタリングや情報共有を行うためのネットワーク NGO 間の連携のあり方や可能性について議論を深めていく。

II 2017 年度活動計画

1. 法律の施行・運用に対する監視・提言・抗議活動

- (1) NGO が的確に判断できるよう、海外の安全に関する情報の開示を政府に働きかける
 - ・ ODA 政策協議会等を通じて外務省へ働きかける
 - ・ 担当部局に対して個別協議の場を設けるよう働きかける
- (2) ODA に関する情報を秘密指定から除外するよう政府に働きかける
 - ・ ODA 政策協議会等を通じて外務省へ働きかける

- ・担当部局に対して個別協議の場を設けるよう働きかける
- (3) 政府の特定秘密の指定に関する動向に注意を向け、適宜、提言、抗議活動等を行う

2. NGO の対応力強化のための情報収集、情報共有、学習活動

(1) 平時より、ネットワーク **NGO** の加盟団体から情報を収集し、同時に加盟団体に対して情報提供を行う

- ・アンケートによる情報収集、ウェブサイト等による情報提供

(2) NANSL、秘密保護法対策弁護士等、救援活動を行う団体の存在を広く周知する

- ・学習会、ウェブサイト、FB、SNS 等の有効な活用

(3) 秘密保護法と安全保障関連諸法の運用による **NGO** 活動への影響に関する学習会等を開催し、普段から注意喚起を図る

(4) 緊急の場合に備えた体制を整える

- ・緊急対応フローを作成する
- ・秘密保護法対策弁護士と緊密な情報交換を行う

(5) 共謀罪法案の動きを注視する

3. NGO が被害を被った際の対応活動

(1) 緊急対応フローに従って行動する

(2) 被害を受けた **NGO** と弁護士との間を仲介する

(3) 救援資金の募金活動を行う

4. 他分野の市民社会組織との連携活動

(1) 秘密保護法対策弁護士との連携

- ・すでに相互連携の協定書を取り交している

(2) **NGO** 非戦ネットとの連携

- ・すでに相互加盟し、連携体制を構築している

(3) 地域の市民団体との連携

・秘密保護法、安全保障関連諸法及び共謀罪法に関心を有する地域の市民団体と連携する

(4) その他

- ・上記 (1) ~ (3) を除く個人、団体と必要に応じて連携する

2017年5月11日